

## 固定資産税（償却資産）の特例について

生産性向上特別措置法に基づく認定を受けて導入した設備は、固定資産税の特例が適用されます。

### ○ 対象設備

| 償却資産の種類             | 最低取得価格 | 販売開始時期 |
|---------------------|--------|--------|
| 機械装置                | 160万円  | 10年以内  |
| 測定工具及び検査工具          | 30万円   | 5年以内   |
| 器具備品                | 30万円   | 6年以内   |
| 建物付属設備（償却資産に該当するもの） | 60万円   | 14年以内  |
| 構築物                 | 120万円  | 14年以内  |
| 事業用家屋※              | 120万円  |        |

※取得額の合計額が300万円以上の先端設備等を稼働させるために取得されるもの

### ○ その他要件

生産・販売活動等の用に直接供されるものであること。中古資産（家屋）でないこと。

### ○ 特例措置

- 令和5年3月31日までに取得した設備：固定資産税の課税標準を3年間ゼロに軽減
- 令和5年4月1日以降に取得した設備：固定資産税の課税標準を3年間2分の1に軽減  
賃上げ方針を計画内に位置づけて従業員に表明した場合
- 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに取得した設備：5年間3分の1に軽減
- 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに取得した設備：4年間3分の1に軽減
- 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに取得した設備
  - (1) 1.5%の賃上げ：3年間2分の1に軽減
  - (2) 3%の賃上げ：5年間4分の1に軽減

※構築物、事業用家屋、ソフトウェアは対象外

特例の適用を受けるには申請書の提出が必要となりますので、償却資産申告書と併せて、次の書類を提出してください。

#### 1. 「固定資産税（償却資産）特例適用申請書（同封の申請書）」

〈添付書類〉

- 市が交付した認定通知書「先端設備等導入計画に係る認定について」の写し
- 「先端設備等導入に係る認定申請書」の写し
- 「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書（工業会等が発行したもの）」の写し
- 従業員への賃上げ方針の表明を証する書面の写し（該当する場合）

※特例適用申請の資産に事業用家屋が含まれる場合は、追加で必要な書類がありますので

詳しくはお問い合わせください

問い合わせ先

常陸大宮市役所 市民生活部税務徴収課 資産税 G

電話 0295-52-1111（内線235）